

## 指導行政のポイント

### 教員の“精神性疾患”への対応

菱村 幸彦

昨年末、文部科学省は、平成13年度中に病気により休職をした教員の数を公表した。それによると、全国の小・中・高校等における病気休職者は5,228人で、そのうち精神性疾患による休職者が2,503人と約半数に及んでいる。

#### 状況によっては受診命令も

推移をみると、平成3年の精神性疾患による休職者は1,129人であったから、ここ10年でその数は倍増していることになる。これは精神性疾患の教員が増えたのか、それとも精神性疾患の教員の人事管理が適正になったゆえか。

いずれにしても、この数字は、実態に比して少ないように思う。公立学校の教員数は約90万人である。2,500人というと、全体の約0.3%にすぎない。経験的にみて、精神性疾患をもつ教員は少なくともこの倍はいると思うが、どうだろうか。

教員が精神性疾患で休職発令になるのは、よほどの場合である。子どもや親から苦情が出て、同僚教員からみても、学習指導や生徒指導や学級経営等に問題があることが明らかになっても、休職にいたるのは容易ではない。

精神性疾患の特徴は、患者に病識がないことである。このため、明らかに異常と思われるので、受診を勧めても、本人自身が受診に同意しないケースが少なくない。

精神性疾患の疑いがある教員に対しては、服務監督者は、受診指導だけでなく、状況によっては、受診命令を出すことも躊躇すべきではない。

かつて、結核が治癒困難な難病であったころ、児童・生徒の健康への影響を考慮して、結核に罹患し

た教員を教壇に立たせないようにするため、結核審査会を設け、その審査によって休職発令を行った。

精神性疾患についても、すでに多くの都道府県では精神性疾患審査会等を設けて類似の対応をしているが、精神性疾患となると、人権問題がからむだけに、結核休職のように簡単にはいかないようだ。

#### 求められる人事管理の適正化

平成13年の地方教育行政法の改正により、「指導力不足教員」の特例措置が法制化された。しかし、改正法成立後に出された文科省通知（平成13年8月29日、事務次官通知）は、「指導を適切に行うことができない原因が精神性疾患に基づく場合には、本措置の対象にはならないものであって、医療的観点に立った措置や分限処分等によって対応すべきもの」と示している。

となると、精神性疾患の対応は、従来どおりということになるが、前述のように精神性疾患をもつ教員の医療的措置もままならない。まして、分限処分（分限退職または分限休職）となると、これは“言うは易く行うは難し”である。

しかし、児童・生徒の教育への影響を考えれば、精神性疾患をもつ教員の人事管理を困難だからということで先延ばしすることは許されない。指導力不足教員と精神性疾患をもつ教員は重なる場合が少なくない。指導力不足教員の人事管理の適正化とともに、精神性疾患を有する教員の対策に真剣に取り組む必要がある。

（ひしむら・ゆきひこ＝公立学校共済組合理事長）

本紙は、ホームページからも閲覧できます

#### ●新刊ご案内●

「教職研修」スタートブック・全4巻」予約受付中！

教育開発研究所刊

これからの“初任者研修”に最適の書！ 初任・若年教員必携テキスト

## 第1巻『“学級づくり”スタートブック』(2月25日刊)

【各巻構成】第2巻『“授業づくり”スタートブック』(5月刊) 第3巻『“人間関係づくり”スタートブック』(8月刊)  
第4巻『“校務・服務”スタートブック』(11月刊) [各巻A5判220頁・定価2310円]

研修誌・図書の小社への直接のお申し込みは無料FAX 0120-462-488をご利用ください(24時間受付・即日発送)